

21文科振第6093号  
平成21年5月29日

総合科学技術会議議長  
麻生太郎 殿

文部科学大臣  
塩谷 立

内閣府設置法第26条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について、理由及び別添のとおり案を添えて諮問します。

諮問第9号「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針について」

理 由

ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(平成21年文部科学省告示第84号。以下「現行指針」という。)を改正し、ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針を策定するため案を作成したので、現行指針の附則第2条第2項に基づき、貴会議に意見を聴くことが必要なため。